

パートタイム

令和7年度採用
加古川市
会計年度任用職員
【介護認定専門員（認定調査員）】
募集要項



令和7年9月
受験案内

試験日	令和7年10月22日（水）～24日（金） のうち、指定する日
申込受付期間	令和7年10月1日（水）～10月15日（水） 午前8時30分～午後5時15分 ※土・日曜日、祝日は除きます。 ※ <u>郵送の場合は、10月10日（金）消印有効</u>
申込受付場所	加古川市役所 福祉部介護保険課

加古川市福祉部介護保険課調査認定係

〒675-8501 加古川市加古川町北在家 2000 番地

TEL (079) 427-9220 (直通)

1. 応募資格等

職 種	募集人数	応 募 資 格	任 期
介護認定専門員 (認定調査員)	1名程度	介護支援専門員、社会福祉士、保健師又は看護師（准看護師含む）のいずれかの資格及び普通自動車運転免許を有する人	令和7年11月1日から令和8年3月31日まで ※1年を超えない期間で最長5年まで再度任用する場合があります。

注1) 地方公務員法第16条（欠格要件）のいずれかに該当する人は応募できません。

注2) この採用は、加古川市の正規職員の採用とは無関係であり、正規職員採用の際に優先されるものではありません。

注3) 合格基準に満たない場合は不合格とするため、合格者数が募集人数を下回る場合があります。

2. 受験申込

受付期間	《持参》令和7年10月1日（水）～10月15日（水） （土・日曜日、祝日を除く） 午前8時30分～午後5時15分 《郵送》令和7年10月1日（水）～10月10日（金） ※10月10日（金）消印有効※封筒の表に「会計年度任用職員採用試験申込書」と朱書きしてください。
提出書類	①加古川市会計年度任用職員（介護保険課）採用試験申込書 ※必要事項を記入の上、写真（縦4cm×横3cm）を貼付してください。 ②資格を証する書類の写し
受付場所	〒675-8501 加古川市加古川町北在家2000番地 加古川市福祉部介護保険課調査認定係
受験票	受付後、試験日当日までにお渡しします。

※申込書及び提出書類一式は返却しません。

3. 試験概要

[試験日] 令和7年10月22日（水）～24日（金）のうち、指定する日時

※時間等の詳細は受付時にお知らせします。

[試験内容] 面接試験

[試験会場] 加古川市役所周辺会議室 ※試験会場等の詳細は受験票送付時にお知らせします。

※車で来られる場合は立体駐車場たんようカーパークつつじ（有料）を利用いただけますが、開場時刻は午前8時15分です。

[結果発表] 受験者全員に結果を郵送で通知します。

4. 試験結果の開示について

この試験の結果については、所定の書面により開示を求めることができます。開示を請求する場合は、受験者本人であることを明らかにできる書類（受験票、運転免許証等）を持参のうえ、**受験者本人が直接請求**してください。電話、郵送等による請求はできません。

請求できる人	開示内容	開示期間	請求先及び開示場所
不合格者	総合得点及び総合順位	合格発表の日から1カ月間	加古川市福祉部介護保険課

5. 勤務条件

業務内容	【介護認定専門員（認定調査員）】 要介護認定申請者に対する認定調査の実施及び調査票の作成 ほか
勤務場所	加古川市役所 介護保険課
任期	令和7年11月1日から令和8年3月31日まで ※1年を超えない期間で最長5年まで再度任用する場合があります。
勤務時間	月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後4時30分まで （休憩時間60分） 週35時間【1日7時間×週5日】 ※業務の都合により時間外勤務が生じる場合があります。
休日	国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日
報酬等	月額 209,880円 ※本市での勤務実績に応じて加算される場合があります。 また、「加古川市会計年度任用職員の給与及び報酬等に関する条例」の定めるところにより、地域手当（月給に含む）、通勤手当相当の報酬、期末手当※（年2回、年間最大2.5月分支給（条件あり））、勤勉手当※（年2回、年間最大2.1月分支給（条件あり））等を支給します。※期末手当・勤勉手当の支給は令和7年度はありません。令和8年度に再度任用となった場合は支給されます。
休暇等	年次有給休暇：任期に応じて付与（初年度5日、年間最大20日） ※上記以外に、結婚休暇や忌引休暇等の特別休暇があります。
服務	地方公務員法に規定するサービスの各規定が適用されます。 （サービスの宣誓、法令等及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務、職務に専念する義務、政治的行為の制限、争議行為等の禁止） ※一定の要件を満たす場合は、兼業が可能ですが、本市と兼業先の勤務時間を合わせて、法定労働時間（1日8時間又は週40時間）を超える場合には原則認められません。 また、懲戒処分等の規定が適用されます。
社会保険	健康保険・厚生年金・雇用保険が適用となります。
公務災害	市の非常勤職員の公務災害補償制度が適用されます。
その他	地方公務員法の規定に基づき、採用時はすべて条件付のものとし、採用後1か月（勤務日数が15日に満たない場合は、その日数が15日に達するまで）を良好な成績で勤務したときに会計年度任用職員として正式採用となります。

6. 申込受付場所及び試験会場位置図

